

教育保育施設向け体育指導研修業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 4 月

1. 業務概要

教育・保育の質の向上を目的に、こどもの年齢や発達を踏まえた様々な運動に繋がる遊びや指導方法について、職員（保育士、保育教諭、幼稚園教諭）への研修を委託するもの。研修は専門的かつ理論的に学ぶことができるものとし、毎回の研修は各施設に在籍する4歳児・5歳児への模擬体育指導を行う形により実施するものとします。

2. 見積もり限度額（消費税及び地方消費税込み）

8,525 円 ※研修1回あたりの単価。詳細は仕様書参照。

3. 履行期間

契約の日 から 令和8年3月31日

※ただし、講師の業務実施態度及び業務実績が不良と認められるときは、年度途中でも契約を解除する場合がある。

4. 参加資格要件

プロポーザルに参加する者は、本事業の目的を理解し、本事業に関する実績と能力がある企業で、参加資格審査申請日から本契約締結日までの間において、次に掲げる項目をすべて満たす者であること。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号。）第17条の規定による更生手続き開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者については、更生手続き開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ③ 事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。
- ④ 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領又は葛城市物品購入等の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。また、一般競争入札参加申請書の提出期限から入札執行の日までの期間に指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 過去5年以内に、事業主が労働基準法等に違反し、処分を受けたことがないこと。
- ⑥ 国税及び地方税を滞納していない者。

- ⑦ 葛城市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成２４年葛城市告示第１２５号）別表に掲げる措置要件の１から５までのいずれかに該当する者でないこと。
- ⑧ 奈良県内又は近隣府県（大阪府・滋賀県・京都府・和歌山県・三重県）に本社若しくは営業所を有していること。
- ⑨ 過去３年間に同種事業（幼稚園・保育所・こども園において実施したものに限る）の履行完了実績があること。ただし、複数年契約で履行を継続しているものについては、満１年を経過していること。
- ⑩ 本事業を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。
- ⑪ その他本実施要領及び仕様書記載の要件を満たしていること。法令等により許認可が必要な場合はその許認可を受けていること。

５．プロポーザル実施日程

➤ 実施の公告	令和７年４月　３日
➤ 参加申請書等提出期限	令和７年４月１７日　１６時まで
➤ 参加申請の結果通知	令和７年４月１８日まで随時
➤ 仕様書等に係る質疑期限	令和７年４月１１日　１６時まで
➤ 仕様書等に係る質疑回答	令和７年４月１５日
➤ 提案書等提出期間	令和７年４月３０日　１６時まで
➤ プレゼンテーション審査	令和７年５月　８日（予定）
➤ 審査結果通知	令和７年５月１３日（予定）

５．参加申請

（１）提出書類

令和６・７年度葛城市建設工事等入札参加資格審査申請を提出済みの場合は④～⑦の書類は省略可能です。

- ① 参加申請書（様式第１号）
- ② 同種事業の契約実績に関する書類（様式第２号）
- ③ 法令遵守の制約「誓約書　兼　同意書（様式第３号）」
（参加資格審査に関する資料④～⑦）
- ④ 商業登記簿謄本(写し)又は履歴事項全部証明書(写し)・・・管轄の法務局で発行
- ⑤ 印鑑証明書（写し）・・・法務局で発行

⑥ 事業者概要（任意様式）

⑦ 納税関係書類（発行から3ヶ月以内のもの）

すべての税目について未納又は滞納がない旨の証明書

【A：市内本店業者及び市内に営業所等のある業者】

⇒市税・県税・国税（消費税及び地方消費税を含む）

【B：県内業者及び県内に委任を受けた支店・営業所等のある県外本店業者】

⇒県税・国税（消費税及び地方消費税を含む）

【C：県外業者】

⇒国税（消費税及び地方消費税を含む）

※代表者が市内在住の場合は、代表者個人にかかる市税についても納税証明書が必要です。

※市税の納税証明書は必ず原本（写し不可）を添付してください。

※国税は、所轄税務署発行の納税証明書(様式その3の2[申告所得税]又はその3の3[法人税])を添付してください。（指定様式以外の証明書不可）

（2）提出期限 令和7年 4月17日 16時（必着）

（3）提出方法 持参もしくは郵送による

（4）提出先

〒639-2197 奈良県葛城市長尾85番地（葛城市役所當麻庁舎2階）

葛城市こども未来創造部 こども未来課 TEL 0745-44-5105

6. 参加申請の結果通知（※参加可否の決定）

➤ 通知日 随時 ～ 令和7年 4月18日

➤ 通知方法 電話にて通知後、書類を郵送します

【以降 参加可となった者が対象】

7. プロポーザル審査方法

次項により提出された資料に基づくプレゼンテーション審査により審査します。
審査内容及び審査結果に関する問い合わせ、異議申し立て等は一切できないものとします。

8. 提出資料

(1) 提案資料

- 「評価基準」に示す各審査基準に対応する提案内容を記載すること。
- 様式は任意とします。

(2) 見積書

- 研修1回あたりの単価を記載すること。
- 宛名「葛城市長」とし、税抜き価格を記入すること。

(3) 必要部数 正本1部、副本7部

(4) 提出期限と方法

- 提出期限 令和7年 4月30日 16時まで
- 提出方法 郵送または持参による
- 提出先 〒639-2197 奈良県葛城市長尾85番地（葛城市當麻庁舎）
葛城市こども未来創造部 こども未来課

9. 審査

提案事業者による提出資料を用いたプレゼンテーションの内容に対し、審査委員が評価基準に示す項目ごとに評価し、評価点を決定するプレゼンテーション審査と、見積書に基づく評価点を合算した評価点により審査を行う。

プレゼンテーション審査（500点）

- (1) 実施場所 葛城市柿本166番地（葛城市新庄庁舎）〇階会議室
- (2) 実施日時 令和7年 5月 8日（予定） ※詳細は別途連絡します
- (3) 時間配分 30分（プレゼンテーション 20分、質疑応答10分）
- (4) 実施方法

- ① 資料はプレゼンテーション開始前に当市で配布します。
- ② 資料の追加は認めません。
- ③ プレゼンテーションは、提出いただいた資料をもとに行うこと。
- ④ パソコン等端末及びプロジェクター（パワーポイント等）の使用を認めます。
その場合、必要な機材の用意は提案者側で用意すること。ただし、スクリーン、プロジェクター、接続ケーブル（HDMI、D-sub）は当市で準備します。
- ⑤ プレゼン終了5分前、質疑終了5分前にその旨告知します。
- ⑥ プレゼンテーションは非公開で行います。

(5) 特記事項

交通事情など、やむを得ない事由により指定時間までに来所できない場合は事務局に電話連絡をしてください。その事由を証明する書類の提出により、実施時間を変更します。

見積書に基づく審査（100点）

提出資料（2）により提出された見積価格に基づき評価点を決定します。

(1) 評価点の決定方法

- ① 最低見積価格者の評価点を100点とします。
- ② その他の者は次の方法により評価点を決定します。

「評価点 = 100点 × (最低見積価格※1 / 見積価格※2)」

※1 最低見積価格：全提案者の中で最も低い見積価格

※2 見積価格：当該提案者の見積価格

10. 受託候補者の決定

- (1) 審査終了後、最も評価点が高い事業者を優先交渉権者として決定するものとします。なお、評価点の最も高い事業者が2者以上あるときは、くじ引きにより優先交渉権者を決定するものとします。
- (2) 決定した優先交渉権者と葛城市が協議し、提案資料による提案内容を基本として本事業に係る仕様を確定（協議により提案内容の一部変更をする場合があります）し、改めて見積書の提出のうえ、予算の範囲内で契約を締結するものとします。
- (3) 優先交渉権者が契約を締結しない場合は、評価点の順位に従い、次の優先交渉権者を決定するものとします。

11. 審査結果通知

- 通知日：令和7年 5月13日 ※予定
- 通知方法：電話にて通知後、書類を郵送します。

12. 失格事項

- (1) 資格要件を欠くもの
- (2) 提出書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (3) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (4) 見積額が“2. 見積もり限度額”を超過したもの

(5) 評価点数が基準点を満たさなかったもの

(6) その他不正行為を行ったもの

1 3. 参加辞退

参加資格審査の提出後、参加を辞退する場合は、辞退する理由を記載した辞退届（様式は任意）を遅滞なく提出すること。

1 4. その他

- ① 本プロポーザルへの参加に要した費用は全て、参加した事業者の負担とします。
- ② 参加業者が1社のみとなった場合もプロポーザルを実施し、本業務にふさわしいと判断される場合は契約することがあります。

1 5. 連絡先

葛城市こども未来創造部 こども未来課 担当 桑原

葛城市教育部 学校教育課 担当

葛城市長尾85番地 TEL : 0745-44-5105 FAX : 0745-48-3200

教育保育施設向け体育指導研修業務委託 仕様書

1. 業務名 : 教育保育施設向け体育指導研修業務委託

2. 履行場所

施設名	所在地	連絡先
磐城第2保育所	葛城市八川 70 番地 2	0745-48-4998
當麻第1保育所	葛城市今在家 241 番地	0745-48-2377
磐城認定こども園	葛城市南今市 50 番地 1	0745-48-3633
新庄幼稚園	葛城市南道穂 145 番地 1	0745-69-5500
忍海幼稚園	葛城市忍海 338 番地 1	0745-62-1763
新庄北幼稚園	葛城市疋田 612 番地	0745-69-6122
當麻幼稚園	葛城市當麻 583 番地 1	0745-48-3533

3. 委託内容

① 職員への体育指導研修の実施

教育・保育の質の向上を目的に、こどもの年齢や発達を踏まえた様々な運動に繋がる遊びや指導方法について、職員（保育士、保育教諭、幼稚園教諭）が専門的かつ理論的に学ぶことができるものとし、次に記載する＜内容＞を満たすものであること。また、毎回の研修は各施設に在籍する4歳児・5歳児への模擬体育指導を行う形により実施すること。

＜内容＞

- ・こどもたちに対しては、「楽しみながら学ぶ」を基本とすること。
- ・模擬体育指導は、こどもたちの待ち時間を発生させず、こどもたちが豊富に運動できるよう工夫されたものであること。
- ・鉄棒、マット、跳び箱、ボール扱い、なわとび、ハードル、かけっこ等、小学校就学前前に身に付けておきたい運動要素を網羅的に実施することが想定されたものであること。
- ・上述を踏まえた運動ゲーム（鬼ごっこ、ボールを使った的当てなど）の実施方法についても研修に含むこと。
- ・こどもたちの発達段階、本仕様に基づく研修実施回数を考慮し、各回の連続性も踏まえて研修内容を構成し、実施すること。
- ・実施に際しては、事前に各施設の管理職員と内容の確認・調整を行うこと。
- ・事故等の防止など安全管理には万全を期すること。

② 講師の要件

次のいずれかの資格を有する者であること。

- ・保育士、教諭免許（小学校 or 中学校 or 幼稚園） ※中学校は保健体育に限る

③ 実施方法

講師が履行場所に訪問し、対象者に直接指導すること。機器を使用した遠隔授業等の方法は認めない。

4. 実施回数・実施時間

- 回数の数え方：研修（模擬体育指導）を行う回数とする
- 実施時間：1回あたりの研修時間は45分とする
- 対象者数：1回あたりの対象園児数は30名程度（1クラスごと）とする

施設ごとの園児数、クラス数を元に想定される研修実施想定回数は次のとおり。

児童数は前後する場合があるので留意すること。実施日時については各施設の管理職員と協議・調整することとするが、1回の訪問につき、2回（2クラス分）実施すること。

施設名	4歳児		5歳児		年間実施想定回数
	クラス数	児童数	クラス数	児童数	
磐城第2保育所	2	42	2	57	28
當麻第1保育所	1	16	1	17	14
磐城認定こども園	2	59	2	53	28
新庄幼稚園	2	37	2	42	28
忍海幼稚園	1	15	1	13	14
新庄北幼稚園	1	4	1	8	14
當麻幼稚園	1	6	1	14	14
計					140

5. 契約金額

契約金額は研修1回あたりの金額とする。

金額には実施に際し必要となる交通費等の諸経費を含むこと。

6. 実施報告

毎月の研修実施実績を書面で報告すること。書面は任意とするが、実施施設、実施日、実施回数がわかるよう記載すること。すべての業務終了後、市指定様式を提出すること。

7. 支払金額

支払金額は、実施報告に基づき、月の合計実施回数に契約金額（契約単価）を乗じて得た額とする。

8. 機密の保持

受託者は、本業務を遂行する上で知り得た情報、資料、秘密、個人情報等については、その機密を保持するものとし、第三者に漏らしてはならない。また、契約終了後も同様とする。

9. その他

- 受託者は、研修を実施するうえで必要な備品等を用意すること。
- 実施日は、原則、祝祭日を除く月曜～金曜とする。
- 実施予定日に何らかの事情（風邪の流行等）で研修を実施できない場合は、受託者と各施設管理職員が協議し、別の日に実施すること。
- 複数の講師で指導を行う場合、いずれかの講師が「講師の要件」を満たしていればよいこととする。